太陽誘電グループ 太陽誘電健康保険組合 コラボヘルス推進のお知らせ

2017年9月 太陽誘電健康保険組合

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、"健やかに生活し、老いることができる社会"の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

現在、当健保組合加入の事業主(以下「事業所」といいます)が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドック 等はその健診項目の一部を相互に費用負担し共同で実施しております。

今後、「従業員・健保組合加入者の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との間でコラボヘルス推進に関する覚書を交わし、連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業実施のため、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、<u>※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。</u>

(参考)個人情報の保護に関する法律

第23条(第三者提供の制限)

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。 - 中略-

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

■共同利用の目的および内容

生活習慣病の予防を目的に下記①②③④の事業を実施します。

① 健診結果情報の共有により分析と保健事業に活用

共同利用するデータ:事業所、氏名、年齢、性別等の他、事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する 人間ドック、特定健康診査等(以下「健診」といいます)の検査値と分析結果情報

- ② 健診未受診者情報の共有により受診勧奨に活用
 - 共同利用するデータ:事業所、扶養区分、氏名、年齢、性別、続柄
- ③ 健診結果データの共有により事後フォローに活用
 - 共同利用するデータ:リスク保有者とその検査値の情報
- ④ 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨に活用

共同利用するデータ:健診の検査値から、生活習慣病の発症リスクが高い方の検査値と医療機関の受診有無 (例:血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

※病歴等の情報は含まれません

※生活習慣病項目・リスク判定基準や事後フォロー、受診勧奨の内容は次ページ以降をご覧下さい。

共同利用する者の範囲

■事業所/コラボヘルス推進に関する覚書を締結した事業所の産業医、担当部署

(責任者)覚書を締結した事業所担当部署の責任者

■健保組合/保健事業担当職員・事務長

(責任者)常務理事

本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。

また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用します。



◆生活習慣病関連項目とリスク判定基準

当組合では、健診機関の判定(要精密検査または要治療)に加え、下記の条件を踏まえ、 健診事後フォロー及び受診勧奨を行っております。その為、健診結果に記載の判定と対象者が 異なる場合がありますのでご了承ください。

健 診 項 目		保健指導判定値	受診勧奨判定値
皇	収縮期(mmHg)	130	140
	拡張期(mmHg)	85	90
脂質	中性脂(mg/dL)	150	300
	HDL-C(mg/dL)	39	34
	LDL-C(mg/dL)	120	140
血糖	空腹時血糖(mg/dL)	100	126
	HbA1c(%)	5.6	6.5
肝機能	AST(GOT) (U/L)	31	51
	ALT(GPT) (U/L)	31	51
	γGT(γGTP) (U/L)	51	101

注)上記の数値は特定保健指導を実施するにあたり、厚生労働省が示している数値となります。

◆リスク保有者情報の共有による事後指導







④医師・保健師等による「保健指導」や生活習 慣改善に向けた『特定保健指導』を実施



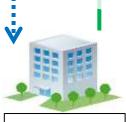
事業所

③リスク保有者情報

①法定健診、人間ドック等に おける検査値情報の共有

②検査値評価・階層 化判定

※④「保健指導」や『特定保健指導』は事業所、医療機関、



健保組合

◆高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

外部委託指導員の訪問など実施方法は様々です。









④「要精密」・「要治療」者に対し受診勧奨を実施

•

事業所

⑥受診状況を確認し、未受診者受診勧奨を実施



①法定健診、人間ドック等に おけるリスク保有者情報の 共有 ⑤受診勧奨通知発送後の 未受診者のリスト送付

③受診勧奨通知を事業所 に発送

②検査値評価・階層化 判定

※③~⑥は事業所を経由せず、外部委託機関指導員の 医師・保健師等が実施する事があります。



健保組合